

大阪府介護分野への就労・定着支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 府は、介護分野への参入促進を図るため、予算の定めるところにより、介護職員として雇用する職員に初任者研修または介護福祉士実務者研修（以下、「実務者研修」という。）を修了させた事業者に対し「大阪府介護分野への就労・定着支援事業補助金」（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）及び「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」（平成26年9月12日医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号）の別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 介護保険施設等

大阪府内に所在する下表の施設をいう。

施設名	根拠法令等
指定介護老人福祉施設	介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第48条第1項第1号に規定する施設をいう。
介護老人保健施設	法第8条第28項に規定する施設をいう。
介護医療院	法第8条第29項に規定する施設をいう。
指定介護療養型医療施設	旧介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第3号に規定する施設をいう。
指定地域密着型介護老人福祉施設	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「基準」という。）第130条第1項に規定する施設をいう。
認知症グループホーム	基準第89条に規定する共同生活住居をいう。
養護老人ホーム	老人福祉法（昭和38年法律第133号。）以下「老人福祉法」という。）第20条の4に規定する施設をいう。
軽費老人ホーム	老人福祉法第20条の6に規定する施設をいう。

(2) 被雇用職員

介護職員として雇用された者をいう。

(3) 初任者研修

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23に規定する研修のうち、介護職員初任者研修課程をいう。

(4) 実務者研修

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において実施される実務者研修をいう。

(補助事業)

第3条 この補助金の補助事業、対象経費及び補助基準額（上限額）は、別表のとおりとする。

(補助事業者の要件)

第4条 補助事業者は、次の要件を全て満たす法人とする。

- (1) 介護保険施設等を運営する法人であること。
- (2) 運営する介護保険施設等又は当該施設に併設される、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第2条第2項に規定するサービスを行う事業所等に被雇用職員に従事させる法人であること。
- (3) この補助金と同趣旨の他事業による補助金等の交付を受けていないこと。
- (4) 規則第2条第2号イ～ハのいずれにも該当しないこと。

(補助金の交付の申請)

第5条 規則第4条第1項の申請は、知事が別に定める日までに次に掲げる書類を知事に提出することにより行わなければならない。

- (1) 大阪府介護分野への就労・定着支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 大阪府介護分野への就労・定着支援事業補助金事業実施計画書（様式第1号-2）
- (3) 要件確認申立書（様式第2号）
- (4) 暴力団等審査情報（様式第2号-2）
- (5) 被雇用職員の雇用の状況がわかるもの（雇用契約書、労働条件通知書等の写し）
- (6) 受講する研修名、受講者名、研修受講料の総額及び日程が確認できるもの
- (7) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、第5条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定する。

(補助金の交付の決定の通知)

第7条 知事は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに附した条件を補助事業者に通知するものとする。

(補助の条件)

第8条 補助事業者は、補助金の申請時から補助金の額の確定を受けるまでの間に、規則第2条第2号イ～ハに規定する者に該当することとなった場合には、該当事項届出書（様式第2号-3）により、速やかに知事に届出を行い、その指示を受けなければならない。

2 補助事業者は補助金にかかる証拠書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後10年間保存しなければならない。

(補助事業の内容の変更)

第9条 補助事業者は、補助事業の内容を変更する場合は大阪府介護分野への就労・定着支援事業補助金にかかる変更交付申請書（様式第3号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の場合において、当該申請の内容を審査し、補助金交付決定の内容を変更すべきものと認めるときは、補助金の交付の変更を決定する。
- 3 補助事業が補助申請年度内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、補助事業者は、速やかに知事に報告のうえ、大阪府介護分野への就労・定着支援事業補助金にかかる廃止承認申請書（様式第4号）を提出し、承認を受けなければならない。

（補助事業の遂行）

第10条 補助事業者は、補助金交付決定の内容及びこれに附した条件その他法令等に基づく知事の処分に従い、補助事業を行わなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の遂行上、必要があると認めて知事が指示した事項については、これを遵守しなければならない。

（検査等）

第11条 知事は、補助事業の適正な執行を図るため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して遂行状況の報告を求め、又は帳簿書類等を検査することができる。

（実績報告）

第12条 規則第12条の規定による報告は、次の各号に掲げる書類を補助事業の完了日の翌日から起算して30日以内又は補助事業実施年度の翌年度の4月30日のいずれか早い期日までに、以下の書類を知事に提出することにより行わなければならない。

- （1）大阪府介護分野への就労・定着支援事業補助金実績報告書（様式第5号）
- （2）大阪府介護分野への就労・定着支援事業補助金事業実績内訳書（様式第5号-2）
- （3）介護職員初任者研修または実務者研修修了証明書の写し
- （4）研修受講料を事業者が負担したことが確認できるもの（領収書、振込明細等の写し）
- （5）その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付）

第13条 知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定の後、当該補助金を交付する。なお、補助金の額の確定にあたり必要があると認めるときは、補助事業者に対して帳簿類等の提出を求めることができる。

（補助事業にかかる実績調査等）

第14条 知事は、本事業を効果的に運営するため、補助事業者において実施する事業又は実施した事業について情報の提供を求めるとともに、効果検証のための実績調査等を行うことができる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別途定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年12月7日から施行し、令和3年11月22日から適用する。

(経過措置)

- 1 この要綱の施行の際、現に改正前の大阪府介護分野への就労・定着促進事業補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の様式により提出されている書類は、改正後の大阪府介護分野への就労・定着促進事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の様式により提出されたものとみなす。
- 2 旧要綱の様式により作成した書類は、当分の間、所要の調整をした上で、新要綱の様式により作成した書類として使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助事業	対象経費	補助基準額（上限額）
以下の条件を満たす補助事業に対し、補助金を交付する。ただし、補助事業開始年度内に下記条件を満たす場合のみを対象とする。 ○補助事業者の負担により、被雇用職員に初任者研修または実務者研修を受講させ、修了させること。	補助事業者が負担した研修受講に要する経費（被雇用職員の雇用後に受講を開始し、申請年度中に支払いが完了した場合）	○初任者研修 1人当たり 50,000円 ○実務者研修 1人当たり 100,000円 ただし、対象経費の実支出額が補助基準額を下回る場合は、当該実支出額とする。なお、1000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。